

大鰐町社会福祉協議会では、下記の貸付事業を行っております。
(詳しいお問い合わせは社協事務局まで)

生活福祉資金貸付事業 (債権者：都道府県社協)

目的	低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。
貸付対象	いずれも借受人の世帯に貸付する資金です。 (1)低所得世帯…必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度) (2)障害者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯 (3)高齢者世帯…65歳以上の高齢者の属する世帯
貸付条件	貸付を受ける事によって自立更生が可能な者に対し貸付を行います。
必要な書類	貸付種類に応じて、申請書・添付書類が異なります。

資金の種類		貸付標準額	据置き期間	償還期限	
総合支援資金	生活支援費	複数世帯 月額20万円以内 ※原則3月(最長12月以内) 単身世帯 月額15万円以内 ※原則3月(最長12月以内)	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後 10年以内	
	住宅入居費	40万円以内			
	一時生活再建費	60万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内		
福祉資金	福祉費	580万円以内 資金の目的によって異なります。	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	据置期間経過後20年以内	
	緊急小口資金	10万円以内	貸付けの日から2月以内	据置期間経過後12月以内	
教育支援資金	教育支援費	高校	月額)3万5千円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後 20年以内
		高等専門学校	月額)6万円以内		
		短期大学	月額)6万円以内		
		大学	月額)6万5千円以内		
		就学支度費	50万円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	月30万円以内	契約の終了後3月以内	据置期間終了後	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活扶助額の1.5倍以内	契約の終了後3月以内	据置期間終了後	

※ 総合支援資金および緊急小口資金は、すでに就職が内定している場合を除いて、生活困窮者自立支援事業の利用も貸付の要件となります。

たすけあい資金貸付事業 (債権者：大鰐町社協)

資金の種類	貸付限度額	申請に必要な書類等
生活資金	一時的な生活費	3万円以内
福祉資金	自立更生の経費	5万円以内
療養資金	病気療養の経費	5万円以内 病院の請求書 ※高額療養費と同時貸付はできません
高額療養資金	高額療養費支払の経費	高額療養費支給対象額90%以内 国民健康保険証 病院の請求書
出産資金	出産に要する費用	出産一時金の90%以内 母子手帳
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利率は無利子となります。 償還期限は、貸付の翌月から1年以内となります。 経済的自立と生活意欲助長が目的の為、各地区の民生委員からの意見書が必要となります。 	

※たすけあい資金貸付事業は町民からの善意の寄附によって実施しております。